

「消費者問題シンポジウム in 新潟」を開催しました

開催日時 平成 29 年 8 月 19 日（土）13：30～16：30

開催場所 新潟東映ホテル 1 階白鳥の間（西）

（新潟県新潟市中央区弁天 2-1-6）

主催 内閣府消費者委員会、NPO 法人消費生活ネットワーク新潟

後援 新潟県、新潟市、新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、
新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、新潟県金融広報委員会、
新潟大学

「消費者問題シンポジウム」とは、

消費者委員会の委員が地方に出向き、消費者、関係各団体のみなさまの声に直接真摯に耳を傾け、問題の解決に効果的に取り組むため、地方の関係団体や自治体などと連携し、意見交換等を開催するものです。

新潟での会合の様子を紹介します。

「消費者問題シンポジウム in 新潟」は消費者委員会と NPO 法人消費生活ネットワーク新潟が主催し、「これからの消費者教育を考えよう」をテーマに平成 29 年 8 月 19 日（土）、新潟東映ホテル 1 階白鳥の間（西）で開催しました。



（会場の様子）

当日は、新潟県、新潟市をはじめ近隣の市町の消費者行政担当者や相談員のほか、消費者団体、弁護士、司法書士、事業者、一般消費者など約 70 名の参加がありました。



(開会挨拶を行う長谷川理事長)

冒頭、NPO 法人消費生活ネットワーク新潟の長谷川理事長より、次のとおり開会挨拶がありました。

「皆さんこんにちは。今日は大変な雨の中、多数お越しいただきましてありがとうございます。お盆も過ぎまして、稲穂も首を垂れてきました。一昨日の日本文理高校の甲子園での熱戦は、つなぐ野球で頑張りました。残念ながら0対1で惜しくも敗れましたが、高校球児の元気あふれるさわやかな戦いぶりに勇気と感動をもらった方も多いのではないかと思います。

さて本日は、内閣府消費者委員会とNPO 法人消費生活ネットワーク新潟の共催で、「消費者問題シンポジウム in 新潟」を開催するにあたりまして、県内外各地から多数お越しいただき、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。本日のテーマは「これからの消費者教育を考えよう」です。平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律、いわゆる消費者教育推進法が施行されて5年目となりました。この間、幅広い分野で様々な取組が行われてまいりました。消費者の権利のひとつである消費者教育は、消費者市民社会の構築に不可欠のものです。本日は前半に、内閣府消費者委員会の河上委員長様から基調講演をいただき、続いて新潟県消費者行政課の田中課長様から本県の御報告をいただきます。その後、パネルディスカッションで消費者委員会の樋口様をコーディネーターとして、6名のパネリストの皆様、青山様、江花様、柴田様、高杉様、田中様、俣倉様から、それぞれのお立場での取組についてお話をいただきます。素晴らしい方々をお願いをいたしましたので、活発な意見交換が行われるものと期待しております。

私どもすべての国民は消費者です。幼児期から高齢期まで、すなわちゆりかごから墓場まで一生涯を通じて、それぞれの時期に必要な消費者教育を推進していかなければなりません。見て、聞いて、読んで、学んで、気づいて、伝える。これらのことを通して消費者力を高め、実践し、多種多様な消費者問題の解決に役立てていかなければなりません。まさに、多様な団体がつなぐ野球ならぬ、今後の取組につなげることを本日のシンポジウムの目的としていただければ、今後の新たな展開につながっていくことと思います。最後になりましたが、本日のシンポジウムが皆様にとって有意義なものとなりますことを祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。」

< 基調講演 >

シンポジウムは消費者委員会の河上委員長による基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育」で始まりました。



(基調講演を行う河上委員長)

前半、配布資料に基づき、消費者委員会の役割や活動について説明をし、次いで後半、消費者教育の在り方等について次のように述べました。

「皆さんこんにちは。今朝は雷雨でどうなるのかと思いましたが、おかげで晴れて良かったと思います。この消費者問題シンポジウム in 新潟で多数の方に御参加いただきまして誠にありがとうございます。この会場はとっても素敵で、披露宴ができそうなところで感激しております。共催いただく NPO 法人消費生活ネットワーク新潟も、立ち上がってまさに御披露になる機会という

ことで、私も大変うれしく思います。大体こういうときには話したい人がいっぱいいて時間がないということで、私は与えられた時間が50分ということであるのですけれども、14時27分までお話をしますので、その間しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

私の基調講演では、お話しすることが2つございまして、ひとつは内閣府消費者委員会という組織、これは認知度が今一つだということがございますので、内閣府消費者委員会がどういうところで、どんな活動をしているのかということについてお話しする部分、これが前半でございます。後半が本日のテーマであります消費者教育についての、私の一定の考え方についてお話しをさせていただくという予定であります。

お手元にあります資料が、かなり分厚くなって恐縮ですけれども、質より量ということで、全部はもちろん話せませんので、後でお家に持って帰っていただいて、寝る前に少し眺めていただくと、ちゃんと睡眠導入剤にもなるということですので、適宜御利用いただければと思います。

資料1の最初に入っておりますものが全体像であります。この最初の部分が消費者委員会とはどういうところか、というところから始まります。付属資料の説明をするような感じで話を進めますので、全体を見ていただければと思います。

まず9ページを見ていただきますと、そこには消費者委員会のリーフレットを出しております。これは三つ折りになっているものを上下に印刷してしまったもので少し読みづらいかもしれませんが、消費者委員会というのはどういうところか、というのは下側に書いてありますが、「消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21(2009)年9月1日に内閣府に設置されました。」と書いてあります。この意味は少し分かりづらいかもしれませんが、消費者委員会というのは消費者庁という官庁の中にある審議会のように思われている方がいらっしゃるかもしれませんが、違います。我々の委員会は、内閣府に直接ぶら下がっている、全く中立の第三者委員会であります。何をするのかと申しますと、その下に丸ポツで、「各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明(建議等)を行います。」ということで、そのほかにも「内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。」ということがあります。つまり、ひとつは審議会的な機能を持っているのと、もうひとつは自ら監督をするための独立の監視機能を持つということ。更には消費者からの意見を吸い上げて、それを国の消費者行政に反映させるという意味ではある種のパイプ機能、という3つの機能を兼ね備えた組織ということで、世界的にも非常に珍しい組織であります。それぞれその位置づけ

を見ていただくと、下に円がありますけれども、内閣府消費者委員会と、それから消費者庁、国民生活センターそれぞれの立場があって、消費者委員会は少し偉そうですが上に乗っかっていて、内閣総理大臣や関係各省庁に対して意見を物申すことができるということになっております。実際に国の各省庁における消費者行政に横串を刺して司令塔となって動くのは消費者庁ということになりますので、その意味では消費者委員会は消費者庁に対して一番いろいろと要求をしていることがあります。消費者庁にとってはちょっと煙たい存在かもしれませんが、逆に消費者庁がなかなか言いにくいことでも消費者委員会であれば比較的自由にものが言えるということがございます。

その次を見ていただきますと、10 ページ目に 10 名の委員の名簿がございます。これが第 4 次委員会の委員の名簿でございます。学者、弁護士、それから消費者団体の方、あるいは産業界からお越しになっている方もいらっしゃいます。この会場には、現在は池本弁護士、大森委員、私、そして樋口委員がここに来ております。

消費者委員会の組織が 11 ページ目でございます。審議機関として下部組織がいくつかあるわけですが、上の 2 つが食品表示に関わる部会でありまして、更にここには新開発食品評価第一調査会などいろいろなものが入っています。現在問題になっている例の原料原産地表示などの問題はここで扱っているということになります。更に今日の問題で言えば食育の問題なんかは、この食品表示部会との関係では非常に重要な課題になります。それから下に公共料金等専門調査会というのがあって、これは電気料金だけではなくて、ガス料金や、最近では東京のタクシー初乗り運賃の問題なんかも審議しました。更に消費者契約法、特定商取引法についてのそれぞれ専門調査会がございますが、これはまた後でお話しします。更に特定保健用食品の在り方に関する専門調査会がありますとか、一番最後にこれまた重要な成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループというのが、一応報告書は出しましたが形としては残っています。このワーキング・グループの座長は、後でシンポジウムのコーディネーターをしてくださる樋口委員が務められて、資料集の中にワーキング・グループが出した報告書も入れておりますので、御参照いただければと考えております。

それから 12 ページから後は、手前味噌で恐縮ですが、委員会がどんなことを建議として言ってきたかという一覧表を載せております。12 ページには建議として 20 項目が挙げられておりまして、それぞれ話し始めるとひとつが 90 分かかりますので、これはざっと項目を見ていただければ結構です。建議というのは調査報告書と建議事項とを合わせたものですが、そこまで行かなくても緊急性が高いということで、委員会として提言とか意見表明をしているものが相当あります。これが 75 件ほどに上っているところであります。最初は地方

消費者行政の充実強化というものから始まっておりますけれども、ずっとその次の 14 ページ、15 ページまで意見が出ております。その都度大事だと思ったときは、スピーディーに意見表明をするよう心掛けております。私はこの 8 月末で任期が終わるので、今回で最後だなと思ってこの意見を眺めておりましたけれども、これまで随分いろんなことを言ってきたなと思って、これを言われた相手はとっても嫌だっただろうなという気がします。しかしこれが役目ですから仕様がなないことであります。

それから 16 ページは、大臣等から諮問があって答申を出したものですけれども、一番上のところにあるのが、これは御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、森まさこ大臣のときに景品表示法という法律の中に課徴金制度を入れるかどうかという諮問を受けて、結果的に課徴金を導入するという方向での答申を出したものであります。それから一番下がつい最近、消費者契約法の規律の在り方についての専門調査会の報告書を前提として 8 月 8 日に答申を出したものであります。

17 ページにありますのが、メールマガジンの御案内でございます。消費者委員会からメールマガジンを出してありまして、皆さんのスマートフォンなどにメールが届いて少しでも早く情報が渡るようにということで行っております。そこに QR コードも入れてありまして、これを使っていただくとメルマガが皆さんのところに届く仕掛けになっております。

18 ページ以降が、この 1 年間ほどの間の消費者委員会の動きを伝えるために書いたものであります。19 ページから後に、この 1 年間にあった会議の、いわば主題に当たるものを並べております。ゴシックで黒くしてあるところが、比較的大きな話題ということにして、御覧になっていけば、なるほどこんな問題があったのだなということがお分かりになるかと思えます。21 ページの「4. 今後の取組み課題」には、今現在問題になっている銀行カードローンと多重財務問題なども着手しつつあると課題として挙げてありますし、一番下には消費者問題シンポジウム in 新潟、これを 8 月 19 日に行うと書いてあります。そんなわけで、いろいろなものが挙がっております。最近の動きだけから申しますと、どちらかというと消費者基本法の中身であります、基本計画の工程表の改定作業をずいぶん時間を取って審議したことになります。

それからもうひとつが、例の日本ライフ協会という会社がお金を集めて倒産してしまったという事件がありまして、あの手の終末期サービス事業を野放しにしておいていいのかということで、身元保証等高齢者サポート事業について検討した結果を建議として出しております。超高齢社会になっていって、身寄りがないお年寄りが増えてくるということになると、例えば緊急時に連絡をすとか、あるいは亡くなったときに御遺体をどうするかとか、あるいは遺品の

管理をどうするか、確かに皆さん心配なのですね。その心配なところをサービスに結び付けていこうという事業を行っている事業者が日本全国に相当ある。それが日本ライフのようにお金だけ集めて倒産してしまうといったことがないようにするためにはどうすればよいかということで、厚生労働省等をお願いをして、まずは実態把握をしてもらって問題点を質そうと考えたのがこれでありませう。

それから成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの報告というのが20ページの上から2つ目のところにゴシックで挙げておりますけれども、これは後でも話題になるかもしれません。この秋の臨時国会に民法改正をして、成年年齢を二十歳から18に引き下げるということを既に大臣が予告しました。ということは、今まで未成年の間は重要な取引をしても、ある一定の期間は未成年者であるというだけで取消権を認めてもらえた、その保護が少なくとも18、19の若者についてはなくなるということになります。社会経験の乏しい、そして判断力にもまだ限界があるような子たちが、悪質な事業者の勧誘によって非常に不利な契約を結ばされたときに、これを守ってあげる方法が必要なのではないかということで検討したものでして、報告書はこの資料の中にも入っておりますし、後でまたパネルディスカッションでも話題になるかと思えます。少なくとも高校三年生は18になりますから、その子たちのために、中学・高校と消費者教育の中で付け込まれないようにするための一定の知識、知恵を身に着けさせることは必須であります。更にもう少し言えば、やはり若いということや障害に付け込まれたというような場合の契約についての取消権を認めてやれないかということであります。高齢者の場合もそうですけれども、認知能力や判断力が落ちているという状態に付け込まれて、不当に不利な契約を結ばされたという場合に、何とかして取消権を付与することができないかということで、消費者契約法の中にそれを入れるということについて重大な関心を持って今までやってきているということであります。

そのほかに専門調査会での課題というのはそこに書いていることですが、特に消費者契約法の問題、それから食品表示部会では加工食品の原料原産地をめぐる問題というのが大きな話題になっていて、後者は阿久澤委員が主に担当してくださっているわけですが、やっこの間、非常に多くの前提条件を付けながら答申をまとめたところですが、この中でよく分からないと思われるのは、執行力の充実のテーマで書かれている部分でして、これはテーマがテーマですから、余り事業者に手の内を見せるわけにはいかないということで、内密に調査を続けてきていたものです。これからは、消費者行政の中で大きな重心は執行力の強化に移るだろうという予測のもとで現在調査をしております、8月末までには何らかの形で報告書、建議を出せると考えているところで

あります。これが最近の消費者委員会の状況ということになります。

最後に少しだけ、消費者契約法のことをお話いたします。消費者契約法に関しては、いろいろな論点がございました。21 ページのところにその答申が項目だけ書いてありますが、不利益事実の不告知の問題、それから合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型として、その黒丸が2つあるような、相手の生命・身体・財産に対する不安につけ込んで、正当な理由なくそれを買えば危険を回避できると強調して告げるような行為、それから勧誘に応じさせることを目的として緊密な人間関係を形成して、その破綻を理由とする勧誘行為、つまりデート商法ですけれども、こういうのも取消権が付与されるということにいたしました。それから心理的な不安を抱かせる言動、例えば先に物を与えてしまって、一方的な履行行為による強引な契約締結要求も、これは取消しできる。さらに一方的な契約準備行為をしておいて、「俺がこんなに熱心に説明して時間を取ってあなたに説明したのに」と言って契約の締結を迫るといったような行為も取消可能だということにしております。さらに平均的損害の立証問題、それから不当条項の追加の問題といったものもありますが、問題は「年齢等」で、例えば高齢、若年あるいは障害といったような、そうした事由によって認知能力や判断力が落ちているというものに対して、これにつけ込んで契約をしたという場合の取消権を認めることができるかというのが最大の論点であったわけです。消費者委員会ではこの報告書に付け加える形で、22 ページにあるような一定の付言を答申の中でしたということになります。

ちょっといいですか、20 秒ほど。(離席)

なんで居なくなっただろうと思われたかもしれませんが、私は実は糖尿病と前立腺肥大を両方とも患っておりまして、何故か食事の後になると急にトイレに行きたくなるのですよね。授業のときも行きたくなるのですよ。それで学生たちには最初に話をして、「急に行きたくなる時があるから、君たちは私が教壇を降りても心配するな」と言っているのと、あとは薬を飲んでいるものですから、血糖値が下がることがあって、そのときは倒れることがあるのですね。それで「銀杏並木のところでうずくまっていたら、私のためにコーラを買ってきてすぐに飲ませるように」ということを言う前から授業をすることにしてい、今日は最初に言うのを忘れていたので、御心配をおかけしました。

消費者委員会としては、消費者契約法専門調査会がまとめてくれたいくつかの提案で、良いものはすぐに実施してほしいということだったのですが、それ以外にも3点ほど付言をしているというものがございます。ひとつは、これは22 ページのところにありますけれども、契約条件の事前開示の問題であります。これは民法改正によって、定型約款といわれるものがあらかじめ開示されなく

でも、消費者が請求しない限り事業者はそのまま契約を締結してしまっても構わないかのようなルールが定められているのだけれども、そうではなく、やはり契約の条件というのはあらかじめ開示しないといけないので、そのことを努力義務でもいいから消費者契約法の中に明記しようじゃないか、ということ。これが第一番目。

第二番目に、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるつけ込み型の勧誘の中で、特に高齢者・若年成人、そして障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用して、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合は、やはり消費者に取消権を認めるべきではないか。

それから第三番目、消費者に対する配慮に努める事業者の義務というものを、努力義務でよいからきちんと定める。そのときには、当該消費者の知識及び経験だけではなくて、「当該消費者の年齢等」という言葉を消費者契約法の中に入れてくれということをお願いの課題として付け加えました。実際にこの臨時国会で成年年齢の引下げが提案されたとすれば、それに対するセーフティーネットとして、これぐらいのことは、やはり消費者契約法の中で手当をするというのは最低限の要請だろうと考えております。消費者庁がどこまでやってくれるかは今のところ分かりませんが、パブコメ等の中で皆さんからもこういうのが必要だということであれば、しっかりと要求していただければありがたいということでありまして。以上が消費者委員会のこれまでの活動についての大雑把な情報提供であります。

ここからが今日のテーマである「消費者教育について」ということになります。先ほど長谷川様からお話がありましたように、平成 24 年の 8 月 10 日、いわゆる消費者教育推進法という法律が制定されて、12 月 13 日から施行されています。その施行に際して、消費者教育推進会議という会議体が消費者庁のところにできあがりまして、具体的な活動内容についての審議が始まった直後に消費者委員会から出された、「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」というのが、24 ページから 27 ページまであります。消費者教育そのものが大事だというのははっきりしているわけですが、実際それをどういうふうにやっていくかということになると、これには大変難しい問題がたくさんあるということとして、特に推進会議で留意していただきたいということを 25 ページあたりから項目をいくつも並べております。ひとつはやはり、消費者庁だけでは無理なので、文部科学省や様々な関係省庁と緊密に連携を取って、こうした基本的な方針を決めてくださいということ。それから 2 番目に現場の実情をちゃんと調べて、その実情に即した調査審議をしてくださいということ。さらに、基本方針の中に「消費者市民社会」という言葉が出てくるのだけれども、これはなかなか分かりにくい概念だから、これについて周知浸透させるた

めの効果的な方策を検討する必要があること。あるいはその実施方法の具体化、こういったものを要求してあります。26 ページにいきますと、一番上には消費者教育を実施する担い手、特に高い意欲を有する担い手を育成・確保することが難しいので、効果的な方策について検討してくださいということ。特に教育委員会との連携強化といったものが四番目にございます。更に地域の消費者教育地域協議会を各地方自治体に作ってくださいと書いてあるのですが、皆さん御承知のように消費者団体が駆り出されて、いろいろな協議会が山ほどあるのです。大体似たような人が、似たようなメンバーで並んで協議会がいっぱい行われている。それに加えてまた消費者教育推進協議会かと思われるかもしれませんが、これは既存の取組あるいは枠組みをうまく使って、実効的に機能させるように考えてくださいというような言い方をしています。また、学校教育ではなくて、やはり幼児・成人・高齢者などに対する教育啓発というものも忘れないでください、ということを書いております。これが意見として当時出したものですが、今日でも妥当するかと思います。

28 ページから、これはどちらかという私の思い入れの部分ですけども、昔、法と教育学会という学会で、「民法・法の教育」というテーマで、私がちょうど消費者委員会をしているから消費者教育も併せて講演せよと言われたときの講演原稿をそのまま出ささせていただきました。法律の話かと思われるかもしれませんが、違うのです。28 ページの下から 5 行目あたりに、「民法を学ぶことの固有の意味は、民法が社会的生活の根幹部分での人間相互の関係と価値を扱い、その対立に考えをめぐらしつつ、これを制度や手続にのせて語る力」を養おうとする点にあるのだ。更に、「これを支える民法規範の根底には法文化・伝統・思考や行動様式がひかえており、民法を学ぶ作業は、結局のところ、「人間社会のありよう」についての省察と理解」を学習者にもたらず、それが民法の学習の肝なのだと書いてあります。

よく法律家は「リーガルマインド」ということを言うのだけれども、実はリーガルマインドを教え込むなんてことは、これはできない。リーガルマインドというのは結局、29 ページにゴシックで書いてあります「法の支配の下で、優れた議論を戦わせ、よりよい判断を生み出すのは教育を受けた者自身の実践的課題」であって、それによってリーガルマインドというのは自然に身につくものなのだ。だからリーガルマインドを教えるというような問題ではないのだ、ということを書かせていただきました。法的センスと鋭敏な人権感覚というのは、これは健全で民主的な市民社会の発展については不可欠の素養でありますから、その意味では誰もがこうしたリーガルマインドを目指す教育を受けるべきだということがそこまで書いてあります。

そこで 30 ページから、法教育の問題と消費者教育とのつながりについて述べ

ているところがございます。2011年以降の学習指導要領における消費者教育関連の部分では、そこにゴシックで書いておりますように「自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫すること」、「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる」といったことや、それから消費者保護の問題とか、下に「販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる」ということでして、学習指導要領の中で既に明確に書いているのです。ところが実際には、学習指導要領があっても、なかなかそれが現場で実践されるというところまではいかなかった。もっと言うと、実は消費者基本法という消費者法の大原則を定めた第7条1項、これは30ページの下のところですけども、「消費者には、消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支援することが国に求められ」と書いてあります。つまり、消費者基本法の17条は、国の講ずべき施策の一つとして消費者教育の充実ということを既に明記していた。ところが、学校教育の現場では十分な授業時間が確保できない、または高齢者をはじめとする成人を対象とした社会教育についても効果的な取組がなされないまま、多数の若者や高齢消費者被害を発生させてしまったのであります。消費者教育推進法がないと駄目だねという話になったのはいつかということ、実は東日本大震災の直後であります。東日本大震災の際に、消費者による食料品や水、あるいはガソリンの買い急ぎあるいは買いためが行われて、首都圏においてすら生活関連物資や水がなかなか手に入らないという事態が発生しました。つまり、こうした非常時に消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するためには、やはり消費者教育が必要だということがやっと納得されて、この教育推進法への制定がにわかに活発化したということでもあります。

消費者教育推進法の立法趣旨は31ページにゴシックで書いてありますように、「消費者の事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定める」。これが消費者教育推進法の法目的という形で、そこでいくつかの項目が挙げられている。しかし、いかにも遅い。遅いし、もともとこうしたことは消費者基本法で明示されていたことを、やっと具体的な形で実現しましょうと言ってくれたに過ぎないのであります。言ったのはいいけれども、しかし具体的なやり方に関してはまだまだ考えないといけないことがたくさんあるということになります。

32 ページに、冒頭のところで大いに評価できると褒めておいて、そこから後、大事なのはその中身と方法なのだというわけであります。「良き『消費者市民』として環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められる」ということは一般論としては望ましいということになりますけれども、こんなことを国が消費者に向かって言うことだろうか、という気もいたします。考えてみると、美しく包装されたプレゼントを過剰包装だと言ってやめさせる、なんてことはあってはいけないのではないかと。要は、市場における各人の消費行動において、「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と責任ある消費行動をとれる責任ある社会人としての資質を向上させることが期待されているに過ぎない」ということをきちんと肝に命ずる必要がある。その意味では、自立した社会人として賢明な生き方ができることを目的とした、通常の教育目標と消費者教育の目標は全く変わらないのだと思います。教育基本法の前文、これはもう一度確認しておいてよい見事な前文ではありますが、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」、これを教育基本法は求めているということでありまして、その点では消費者教育も例外ではないということでもあります。「適切な情報提供や啓発活動によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導に惑わされないようにしたり、製品の安全性について知識を深めて自身の身を守る術を身につけること」は大事なことでありますし、「社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化する」、これは全て大いに推進されるべきであろうと思えますけれども、こと良き消費者市民としての価値、あるいは生き方の選択ということについては、国はもっと慎重であることが望ましいと思われまます。こういうことは、かつての教育勅語のことを考えれば分かります。良き国民というのを教育勅語は考えた、しかしそのことによって何が起きたのかということをおぼえれば、良き消費者と言ったときには、悪しき消費者というのは必ず反面で意識されるわけであり、環境に配慮しない消費者は悪者であるとか、ちゃんと勉強しないで騙されるような消費者は愚か者だ、といった、そういう否定的な評価と結びつけることは決して望ましいことではありません。むしろ「一定の選択的行動の利害得失を考え、私的利益・公的利益の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力」、これは「人間力」そのものであります。人間力を涵養することこそ考えるべきであって、決して一定の価値観の押し付けにならないようにして、教材・教え方の十分な配慮が求められるのではないかと述べております。私は今でも全く同じ考え方を持っております。

もとに戻ってしまいましたが、8 ページに「5 . おわりに」というのがあるか

と思います。そこに「より良い市場を育てるのは、事業者・行政の努力と消費者の選択眼である」とあります。消費行動というのはある種の投票行動と似ております。良い事業活動をしている事業者の製品に対して、これを購入するというのは、その事業者に対する投票行動に当たる。ですから消費者に支持された事業者だけが健全な市場で生き残るということになるはずで、消費者主権といわれるものの実体はこれになります。消費者問題の解決のためには、やはり消費者自身が主体となって学んで行動する必要がある。もちろん環境の整備や指導者の育成、教材開発、学校との連携というのは大事ですが、自分で学ぼうとしない消費者に学ばせるといえるのは、これは不可能であります。ですから自らが主体となって学ぶ、そして行動する。そういう消費者になっていく必要がある。今後は「強く賢く」「選択し行動する」主体的で責任のある消費者が必要なのだということであり、その意味でこそ消費者市民という表現に意味を持たせることができるのではないかと思います。

ここから先は、後ほどパネルディスカッションで議論されることになり、けれども、私としては、いくつか最後に申し上げたいのは、こうした消費者教育のために必要なのは、様々な領域の主体が連携するということです。多様な主体の連携の強化、これがひとつのポイントだろうと思います。その際は、教育機関にもう一步踏み込んだ関わりをしていただくということが必要であります。今回のシンポジウムの後援者の中に、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、これが入っているというのはとてもうれしいことです。今後、やはり教育委員会と連携する形で消費者教育はやらないと駄目だろうということであり、

第二番目は、消費者教育の担い手をどうやって育成していくかということであり、大学の教育学部で先生を育てるという場面でもそうですけれども、現場で今教えてらっしゃる先生が、新しい消費者問題についての知識やノウハウを手に入れる機会をきちんと作っていくという形で、消費者教育の担い手を育成する。これも重要な課題になるだろうと思います。さらに、先ほども少し話が出ましたが、スマホやSNSなど、いろいろなものが若者によって利用されています。今その分野は治外法権で、全く規制が十分にかかっていないところであり、そこでの行動規範というものを学び取るようなルール化というか、内容についてのあるべき姿というものを早く確立して、子どもたちの倫理観を養っていくということが必要であります。若者の場合は被害者にならないだけでなく、加害者にもならないようにしてもらわないと困るわけであり、その意味でもITリテラシーの問題が非常に大事になります。

最後になりますけれども、成年年齢の引下げの動きについてです。先ほども申しましたように、この秋の臨時国会で法務省は成年年齢の引下げを提案しよ

うということ、法務大臣も明言したのでありますが、その際、若年といっても18、19だけではないのです。大体20、21あたりもそうなのですが、若年層の消費者の持っている未経験、あるいは知識不足につけ込んでいったものについては、これを規制していくという若年者保護、支援の必要性が非常に高い。そのことは学校の中でやはりきちんと消費者教育を受けさせていく。中学生ぐらいから基礎的な消費者問題についての知識を積み重ねていって、高校三年生で18歳になりますけれども、高校三年生になったときには、ある程度悪質な事業者からのアプローチがあっても対抗できるだけの知識と耐力をつけておくということは必須の課題だろうと思います。その意味でも消費者教育は極めて重要であるということでございます。

というわけで、私は14時27分まで時間があっても関わらず、22分で終わったということで、ここから先はパネルの方が5分くらいは余分に使っていただけということで、私の話はここまでにしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。」

以上のように述べ、次の講演者である新潟県県民生活・環境部消費者行政課の田中課長につなぎました。

< 報告 >



(報告を行う田中課長)

田中課長は、「新潟県消費者教育推進のための方策について」と題し、配布資料に基づき次のとおり報告しました。

「新潟県消費者行政課の田中と申します。よろしくお願いたします。」

それでは、本県における消費者教育推進の取組についてお話しさせていただきます。お手元の資料2を御覧ください。「新潟県消費者教育推進のための方策」概要と、裏面に本編が続いておりますが、本日は概要のほうで説明をさせていただきます。

新潟県では、これまで新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づいて、県民が消費生活において自らの利益の擁護や増進のために自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することを基本として消費者施策を行ってまいりました。また、高齢化の進行やインターネットの普及など、消費者を取り巻く環境が変化する中で、相談内容も多様化・複雑化しており、相談体制の充実・強化や消費者への情報提供、啓発等の取組は一層重要となっております。そのような中で平成24年12月に施行された消費者教育推進法では、消費者を保護の対象とするだけでなく、権利の主体として位置づけ、消費者の権利を明示すると共に、努力義務ではありますが、都道府県は消費者教育の推進に関する施策についての計画を策定するよう法に規定されたところです。これにより、県では平成29年3月に「新潟県消費者教育推進のための方策」を策定いたしました。

この方策は今ほどお話ししました消費者教育推進法に基づき策定する計画という性格を併せ持っており、策定にあたってはパブリックコメントを行い、県民の皆様のご意見を伺った上で県の消費者教育の基本と、それに基づいた取組を示したものです。この方策に基づき、私たち消費者行政課、消費生活センター並びに市町村や消費者関係団体と、現状に関する認識を共有し、目線を合わせて今後の消費者施策に関する取組を進めてまいりたいと思います。

本県の消費生活相談の現状ですが、県内全体の消費生活相談件数は、ここ数年は1万6千件を超える水準で推移しておりましたが、昨年度は1万4,764件と、前年度に比べて1,900件余り減少しております。また昨今の消費行動の特徴といたしまして、インターネットの普及によるネットを利用した様々な商品・サービスの取引の増加が挙げられます。例年最も相談の多い商品・役務は、デジタルコンテンツに関するもので、若者から高齢者まで主にワンクリック請求や架空請求メールといったネットに関連するトラブルの相談が多くなっております。相談窓口の状況につきましては、県内には新潟県消費生活センターが1か所、30市町村全てに消費者行政担当課があり、相談窓口が設けられております。市町村の相談体制は、消費者庁が設立された平成21年以降強化・拡充が進み、今年の4月1日現在で、消費生活センターを設置しているのは、平成20年度の5市から12市町に、窓口で消費生活相談員を設置しているのは平成20年度の4市から9市に増加しております。住民に最も身近な市町村の相談窓口の充実・強化は、本県の消費者行政を推進する上で大変重要なことですので、

県といたしましても多様化・複雑化する相談や、問題のある取引への指導状況を踏まえまして、市町村相談員の相談支援や研修会の開催、相談を通じて収集した情報を活用した適時的確な情報発信や啓発講座など、引き続き体制強化に向けた市町村支援を行い、消費生活問題への的確な対応に努めていきたいと思っております。

次に県民アンケートの調査です。こちらは平成 27 年に実施したもので、約 500 人の方から御協力をいただき、消費者問題や消費者教育に関する意識などを調査いたしました。調査結果からは、消費者問題への関心度は高いものの、消費生活におけるトラブル・不満があってもどこにも相談しなかった割合が 7 割あります。特に 20 代・30 代は相談しない傾向にあります。何かしらの不満があった場合に消費生活センターなどに相談・情報提供することで、問題事案が社会全体で情報共有され、製品やサービス、取引のルールの改善につながるという考え方も併せて周知啓発を図っていきたく思います。また、県の消費生活センターは 9 割近くの方が名前を知っていると回答した一方で、市町村の消費生活センターや相談窓口を知っていると答えた方は約 5 割に留まりました。先ほど市町村の相談窓口が充実してきたこととお話ししましたが、今後は更なる充実・強化に加え、センター等の相談窓口の存在についても周知・広報を図ることが課題であると考えております。本日のテーマでもあります消費者教育に関することについては、消費者教育を受けたことがあるとの回答は、学校教育の中で消費者教育の充実が図られて以降の 20 代・30 代の方は、他に比べやや高いものの、全体で約 7 % という状況です。アンケートの結果から、被害やトラブルに遭わない知識を得ることや情報通信の知識、環境に配慮した生活への関心が高いことが分かりました。

次に、中ほどの「消費者教育推進のための取組」です。消費者教育はこれまでも市町村、消費者関係団体、教育関係者、事業者、事業者団体といった様々な主体により取り組まれています。県ではその主体ごとに調査やヒアリングを行い、消費者教育の実施状況と今後推進していくための取組をまとめました。これらの多様な主体と連携し、消費者教育を進めるための具体的かつ当面の重点的な取組をこれから御説明いたします。

はじめに、基本的な方向 1 の「被害に遭わない、合理的な意思決定ができる自立した消費者の育成」、重点取組のひとつ目、「若者、高齢者の被害防止」です。まず、若者についてですが、10 代から 20 代の若者は、進学や就職、独り暮らしを始めるなどで生活環境が大きく変わる時期です。未成年から成年になり契約の主体になるなど、消費者としての立場が大きく変化し、同時に様々なトラブルに巻き込まれる可能性が高まる時期でもあります。自立した消費者としての基本的な知識の習得の機会を充実させると共に、自らの消費生活に関する

る行動は社会に影響を及ぼし得ることについて自覚を促すような意識啓発も必要かと考えております。

次に、高齢者についてです。高齢者人口が増加する中、高齢者を対象にした商品やサービスも増加し、多様化しています。高齢者の資産を狙った問題のある勧誘や、詐欺的な手口、悪質商法は依然多く、今後も高齢者の消費者トラブルや詐欺被害などが増加していくことも懸念されます。高齢者の特徴として、自分が被害に遭っていることを認識していなかったり、仮に被害に遭ったとしてもそのことを恥ずかしく思い、また家族に迷惑をかけたくないなどの思いから周囲に相談しないなど、被害が表面化しにくい状況となっております。そのため、高齢者の消費者被害防止のための取組は、身近な相談窓口である市町村と連携しながら高齢者本人を対象とした注意喚起、家族や福祉関係者など周囲の者に対し見守りのための情報を提供し、速やかに相談窓口につなぐといった、地域で見守る体制の整備が求められています。このような状況から、平成28年に消費者安全法が改正され、地域で消費者安全確保のための取組が円滑にできるよう、消費者被害に関して見守る仕組みづくりができるようになりました。現在、県もこの見守りネットワークづくりの推進に向けて市町村支援を行っているところです。見守りネットワークとは、介護・福祉・医療関係者や自治会、関係事業者などの日頃地域で高齢者と関わる多様な主体が連携・協働して消費者被害に遭わないように地域で高齢者を見守る仕組みのことで、現在新潟県内には佐渡市と魚沼市に見守りネットワークが設置されております。

重点取組の2つ目は、「喫緊の課題への対応」として、インターネット利用に関連する消費者トラブルの防止です。インターネットの利用については、その情報やサービスを、それぞれの目的のために適正に利用する相応の知識や能力が必要であり、利用者が情報を発信する側として加害者になり得る恐れがあるなどの情報モラルを理解し、その利便性やリスクを認識することが重要です。インターネットが適切に利用されるよう、通信事業者や情報教育を行う多様な主体と取引内容などの情報を相互に共有し、年代に応じた消費者教育が行われるよう連携していく必要があります。特に小中学生の利用については、保護者による対処が重要になってきますので、保護者への啓発や保護者と共に学ぶ機会を提供するなどの工夫や、インターネットを利用した注意喚起の情報や、消費生活に関する有用な情報発信について効果的な手法を検討していきたいと思っております。

続きまして、基本的な方向2として、「一人ひとりの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、よりよい社会のために行動する消費者の育成」です。重点取組のひとつ目は、「『消費者市民社会』の考え方の普及、啓発」です。消費者市民社会とは、消費者行政推進基本計画において

個人が消費者としての役割において社会倫理問題、多様性、社会情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しており、生活者や消費者が主役となる社会そのものと記載されております。私たち消費者は、単に受身の立場で買う・買わないを決めるのではなく、自分がこの商品を買うことが相手方事業者、あるいは市場にどういった影響を与えるだろうかと意識して行動すること、事業者に対して注文することも求められております。とかく私たちは安い品物を選びがちですが、原材料が環境にやさしいか、生産や廃棄の際に大量の廃棄物が出ないか、児童労働など不当な搾取が行われていないかといった、やさしい商品かどうかを選ぶ際の基準にすることも大切なことと思います。やさしい商品がよく売れば、事業者もやさしい商品を積極的に製造・販売するようになるはずです。また買い物の際に買い物袋を持参すれば、余計な包装を断ることができ、ごみが減ります。みんなが包装の少ない商品を選べば、事業者も包装を簡素化するはずです。このような小さなことでも、まずは私たち一人ひとりが行動すること、これが大切なことではないでしょうか。このような行動が、ひいては事業者の生産活動にも影響を与えるのだと思います。まずは日々の消費生活の中で、具体的な行動の例などを分かりやすく発信することで、消費者市民社会という考え方に対する理解が進み、多くの人が具体的な行動につないでいけるように取り組んでいきたいと思っております。

重点取組の2つ目は、「多様な主体との連携強化」です。消費者教育の範囲は広く、消費生活のあらゆる領域に関連しており、家庭教育、生涯学習支援、環境教育、食育、地産地消、保健、食の安心安全、医療・福祉サービスの情報、情報分野など消費者市民社会の構築に密接に関連する取組を行う庁内各部局や関係団体、事業者など多種多様な主体と連携して取り組む必要があります。県といたしましても、本日シンポジウムに参加されている皆様をはじめ、様々な関係団体等との多様な主体と情報を共有し、連携・協働して、誰もがどこに住んでいても生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができるように体系的に、効果的かつ効率的な取組を進めていきたいと考えておりますので、今後ともお力添えをお願いして、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。」

< パネルディスカッション >

休憩後、パネルディスカッションが行われました。パネリストは消費者庁消費者教育・地方協力課消費者教育推進室の青山室長、消費生活ネットワーク新潟理事の江花弁護士、新潟大学教育学部長の柴田教授、新潟県消費者協会事務局長・消費生活ネットワーク新潟監事の高杉事務局長、新潟県県民生活・環境

部消費者行政課の田中課長、新潟県立新潟県央工業高等学校家庭科教諭の俣倉教諭で、コーディネーターは消費者委員会の樋口委員が務めました。



(写真左から：コーディネーターの樋口委員、パネリストの青山室長、江花弁護士、柴田教授、高杉事務局長、俣倉教諭、田中課長)

冒頭、報告をいただいた田中課長を除く各パネリストより自己紹介と御発表を頂戴しました。青山室長より資料3に基づき消費者教育推進の取組と徳島県における消費者教育の事例紹介、江花弁護士より資料4に基づき新潟県弁護士会・日本弁護士連合会における弁護士による消費者教育の取組事例、柴田教授より資料5に基づき新潟大学の学生を取り巻く消費者問題の現状報告、高杉事務局長より資料6に基づき新潟県における消費生活サポーターの活動紹介、俣倉教諭より資料7に基づき高校の教育現場における消費者教育の実践事例紹介について御発言がありました。パネリストの御発言を受けたのち、討論を行いました。

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。これで一通り皆様からお話を伺ったわけですが、時間に制約がありますので、少し議論を絞り込むことができればと思います。

今俣倉さんからインターネット通販の話が出ました。私も大学の教員を長くしていますが、大学生の場合も非常に深刻な被害が発生している。学生のみならず、私自身、昔、被害に遭ったことがあります。海外から電子商取引を利用して本を買ったのですが届かなかった、そんなこともありました。また、高杉さんからはサポーターの話がありましたし、江花さんからは、これはサポーターとも関係していると思いますが、弁護士会の活動のお話をいただきました。柴田さんからは大学生の被害の話、人材育成のお話をいただきました。新潟県の現状において、消費者教育の分野で様々な取組を行われ、また様々な方がいる課題に直面をしているという状況がお分かりいただけたのではないかと思います。

時間の使い方ですが、会場の皆様にも後ほど、御質問の時間をぜひ作りたいと思っております。今度は、少し順番を変えまして、俣倉さん、高杉さん、柴

田さん、江花さんとお話をいただいた後、行政の立場から田中さん、青山さんにご発言いただくという流れで話を進めてみたいと思います。行政の方の順番が最後になりましたので、行政以外の皆様から行政への要望があれば、率直にこの場で、こんなことがあると良い、教育の面でこういう要望がありますという事項をお話いただいてもいいと思います。それから、皆様からは、行政への要望だけではなくて、会場の皆様も含めた新潟県の皆さんとの連携の問題や、特に今直面している、こういうことが重要だとか、こういうことで非常に気がかりであるとか、何か工夫ができないかとか、そういった点について問題提起をしていただいてもいいのではないかと考えています。最後に、行政のお二人からまとめていただいて、行政の課題を示していただくと良いのではないかと思います。引き続きで恐縮ですが、俣倉さんからお願いしたいと思います。」

俣倉パネリスト

「要望と言うと大変おこがましいのですが、なかなか消費者教育に関する子供たちが直面している問題というのが、この情報化の流れで日々、次から次へと新しい手口などが変わってきていますので、教材を作るというときに、気軽に活用ができる教材なんかがあると良いなと思っています。政府のインターネットテレビの中でそういう消費者教育に関する、ちょっとした5～6分で見られる教材などもあるので、YouTube や消費者教育関係の Web にも上げてもらって、新しい新鮮な教材が手軽に手に入ると良いと思います。

それからもう一つは、食育について高校の家庭科でも積極的に取り組まれています。消費者教育についてはこれから大きな波なのかな、と私は現場にいて思っております。食育では、地域の栄養士会の方に学校に来てもらってお話をいただいたりもしていますし、県内には消費生活サポーターさんがいらっしゃるということが今日分かりましたので、高校のほうにも来てくださらないかな、専門的なお話を聞いたり寸劇など楽しいなと思い、聞いておりました。以上です。」

樋口コーディネーター

「続きまして高杉さんから、サポーターの件も含めてお話いただければと思います。」

高杉パネリスト

「俣倉先生がおっしゃったように、本当に日々新しい手口ができておりますし、法律もどんどん変わっていております。サポーターの活動のレベルを維持するだけではなくて、レベルアップするためにフォローアップ研修というのをかなり重要と考えておりますが、もう12年間もやっているわけですから、割と中身がマンネリ化してくることもあるのです。新しい事柄や法改正なども常に事務局がアンテナを張っていないといけないということがありまして、やは

りそのあたりを全国的にこういうサポーターを養成している団体などで一度会議などを開いて、情報交換会などが出来たらいいかなと思っております。

それから高校への派遣ということなのですが、私どものサポーターは先ほど申し上げましたように平均年齢が66歳ということで、悪質商法の寸劇等でしたら幾らでも呼んでいただければよいのですが、スマホなどのIT関係になると少しまだ弱いというところがありまして、このあたりももう少し勉強していきたいと思っております。以上です。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございます。サポーターの方もぜひそうやって新しい分野にもチャレンジしていただけたらと思います。またサポーター制度の在り方の問題もあるのではないかと思いますので、後ほど田中さん、青山さんからもお考えを聞かせていただければと思います。

次に大学のお立場から、柴田さんよろしくお願いいたします。」

柴田パネリスト

「一つはこの消費者庁の作られた「社会への扉」という教材ですね、この素晴らしい教材を、教育委員会等を通じて現場の教員にもきちんと行き届けば、ということが一つです。

それからもう一つは、既に俣倉先生がおっしゃったように、この紙媒体というのはどうしても新しい事例に遅れることがありますので、そういうところが常にアップデートできるようなWeb上のものであるとか、あるいはビデオ等で補完されればと思っております。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございます。実際Web上の資料というのは、随分最近は使いやすくなってきたのですが、ただ我々も著作権の問題などがいろいろあるので、まだうまく使いこなせてはいないのですが、ぜひそういう情報発信を行政側からしていただくというのも重要なのではないかと思います。

続きまして江花さんからお願いしたいのですが、できれば、先ほど委員長からもお話がありましたが、成年年齢の引下げ問題についても、もし御要望等があれば触れていただければと思います。」

江花パネリスト

「まず県への要望についてですが、今年の3月に、先ほど発表していただいた「新潟県消費者教育推進のための方策」というものが策定されて、これからこれをいかに実践していくかということが本当の勝負だと思います。方策を作ってそれでおしまいということでは意味がありませんので、この方策に書いてある取組例、今後の検討、具体的な内容が資料122ページ以下に書いておりますけれども、こういった取組について計画的に実行していただいて、都度振

り返りをして、進捗状況を確認しながら進めていただくということをお願いしたいと思います。

消費者教育に関しては、他県でもいろいろな取組がありますし、正直、地域的な格差もかなりある状況だと思います。ただ、結構自由にいろいろな想像力を膨らませながら取り組める分野ではないかと思っております。

少し話が脱線するのですが、こども創造センターというのが新潟市にあるのを御存知でしょうか。私は子供がまだ小さいのですけれども、雨の日によくこども創造センターに連れていきます。その隣に食育・花育センターというのがあって、そこに食育のコーナーがあります。そこでは、お盆にいろんな食材を乗せて、例えばかつ丼とかお味噌汁とかラーメンなどを乗せて、それを最後にはかりに持って行くと、栄養バランスの良い悪いを採点してくれます。子どもにやらせてみると、最初は、カップ麺、メロンパン、アイスなど、自分の好きな食材ばかりを乗せたので、栄養バランスが悪いと採点されました。でも「よく考えてやってごらん」と言ってやらせたら、栄養バランスが良いと採点され、子供が喜びました。後日、子供がメロンパンを食べそうになったときに「それって栄養バランスは良いの？」という話をすると、やはり自分で実践したからか、すごく後ろめたそうな顔をするのです。なので、自分で実際にやってみて学ぶことは、すごく効果があるのだなと思いました。ぜひお孫さんなどを連れていっていただけるといいのかなと思います。

このように、消費者教育も結構、やり方次第でいろいろな取組があるのかなと思います。新潟市、新潟県独自のやり方というものもあるかと思しますので、工夫して実践していただきたいと思っておりますし、県弁護士会、日弁連のほうでもやはり法律の専門家という立場でお手伝いできる部分があったら一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、国の関係です。成年年齢引下げについては、個人的にはちょっとこの状況で引き下げるのはいかがなものかという気持ちはありますが、実際引き下げられてしまった場合に、若年者に対する消費者教育が特に重要だということについてはその通りであると思っております。消費者教育は今までずっと歴史があります。クーリングオフとか、「悪質商法に対してはこういうことができますよ」とか、「最近送り付け商法やワンクリック詐欺がはやっていますよ」という消費者被害の防止に関する消費者教育はすごく大事だと思いますので、これからも続けていく必要があると思っています。ただ、特に成年年齢引下げの影響だとは思いますが、先ほどもありましたが、若干、消費者市民社会のほうが後退しているようなきらいが何となく感じられますので、先ほど青山さんから消費者被害の防止・自立支援・消費者市民社会の「3つの柱」とおっしゃっていただきましたけれども、どの柱も太く育てていただきたいと思っております。抽象的で

すが、以上です。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。次に、県の田中さんにお話しいただきたいと思います。別に答弁というわけではありませんので、行政の側からの皆様への御要望などをお話しいただいても結構ですが、田中さんのほうから、今の話も踏まえて、県としての今後の方向性にも触れつつ、お話しいただければと思います。よろしくお願いします。」

田中パネリスト

「今、皆様から様々な立場で幅広い消費者教育を行っていただいているというお話を伺いました。江花先生からも方策を作ったら終わりではないという御指摘をいただきましたとおり、いかにこれから実践していくかというのがまさに課題であるし、やっていかなければならないことであると認識しております。お話を伺っていて、これからの課題でもあるのですけれども、教育委員会ですね、学校教育との連携というのもひとつ大事な方向かと思って聞いておりました。現在でも金融広報委員会様と共催で、高校生のための消費生活講座ですとか、環境にやさしい買い物運動という実行委員会を私どもでやっておりまして、そちらのほうでは環境教育になるのですけれども、小中学校の総合学習ですとか、放課後児童クラブに向けて、環境にやさしい取組などの理解を深める出前講座なども行っておりますので、様々な主体が行っているものをいかに認識して、それを連携しながら行えるかというのが重要で、個々の取組を結びつける、何か方策ですとか、人ですとか、そういうのがあるといいのかなと思いつつながらお話を伺っていたところです。

また、消費生活サポーターについてですけれども、新潟県の取組が進んでいるということでお褒めの言葉をいただいたりもしているのですが、なかなか高校のほうに行くのは、というお話もあったところです。例えば義務教育、小学校・中学校とか、そういったところへの派遣、出前講座などもできれば、もっといろいろなことが有機的に結びついて、消費者教育がうまく回っていくのかなという感じがしたところです。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございます。私は、皆さんのお話を伺っていて、できればこの会議を通じて新潟モデルが出来ればいいと思いました。済みません、青山さんが徳島の事例を御発表されたから言うわけではなく、政府の方針が徳島でのモデル事業の実施ということなのですからけれども、新潟で議論をするということは、やはり新潟の地域の実情を踏まえた取組がなされなければいけないのではないかと考えております。この会議の後に消費者教育の新潟モデルが出来ればいいなと思っているわけです。先ほどは失礼なことを言って申し訳ありません。

青山さんのほうから、国のお立場だけではなくて、この会議では個人的な御意見も出していただいて結構だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

青山パネリスト

「今、4名の方々から出た御意見では、担い手の話と教材の話かなと思っていたのです。俣倉先生が授業で実践してくださっていることで、情報選択スキルとしての批判的思考はすごく重要だと思っていて、私も個人的には、消費者教育は適切な情報を選択して自分で決定できる力が身につくと、すごく何にでも使える能力となるのではないかと思って、非常に重要と思っています。

教材なのですけれども、本当に消費者問題は日々新しく、どんどん変化していくということなので、教材を作るときにすごく悩むのですが、私たちがこの「社会への扉」を作るときにもそこはかなり意識しておりまして、消費者教育という何となく消費者被害の手口とクーリングオフというのがどうしても記憶に残るというのがあると思うのですけれども、そうではなくて、やはりちゃんと生活をしていく上で、責任と、それから権利というものを自覚すること、それからちゃんと考えていこうということを身につけてもらいたいということを意識しています。それから、これだけで完結するのではなくて、地方自治体でもたくさん教材とか情報を出していますので、それをうまく取り入れながら、先生方が自分なりにカスタマイズして使っていただけるようなことを目指しています。それと同時に先生だけがこれを使ってやれるとは限りませんので、先ほどのサポーターの方ですとか、あと消費生活センターの相談員の方ですとか、そういう方たちの外部人材とうまく連携して、入っていただいて、進めていただけるといいなと思っていますところ。

その後、担い手という話になるのですけれども、サポーターのレベルもすごく高いとお話を伺ってありましたので、新潟モデルはすごくいいなと思っているのですけれども、実は担い手というのはすごく重要で、いろいろな人たちをつないで消費者教育をしていくというのは重要な課題になっています。先ほど論点整理が出ていますと申し上げたのですが、論点整理という言い方なのですが、重要事項という言い方をしています。今後の消費者教育への重要事項という言い方のひとつに、コーディネーター機能の強化というものをしております、多様な主体をつなぐ、必要としている人と提供できる人をつなぐという機能を担っていただく方を育てていただきたいと今考えているところです。いくつか岡山県などでもすごく優れたコーディネーターさんがいたりするのですけれども、なかなか学校とうまくつなぐというのが最近コーディネーターに求められているところが多いのですけれども、学校だけではなくて、福祉関係の方ですとか、高齢者の方々ともつなぐということも必要になっていると

ころもありまして、そういう方々を育てていただきたいなと思っているところもあります。あとは担い手としては、実は学生さんが学生さんに、例えば高校生が小学生に、大学生が高校生にですとか、そういうようなこともすごく効果的だなという例がありますので、そういうところを参考にさせていただければと思っているところです。

あと、江花さんからどの柱も太く育ててほしいということで、私たちもそう思っているところです。

柴田先生のほうからございました、紙媒体だけでなくアップデートできるようにという御要望は、いろいろなところから言われていますので、今後は紙媒体だけでなく考えていきたいと思っているところです。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。青山さんからまとめていただいたと思います。私も若干、参加者の一人として御紹介しますと、学生から学生へという取組もかなりいろいろなところで行われていまして、実は私自身が信州大学におりまして、信州大学でも、学生が高校や中学に出前授業に行くというような取組を経験したことがあります。大学生も非常に意欲が高いので、サポーターと併せて、そういう様々な立場の方が協力をしあう、あるいはコーディネーター機能というものをしっかり社会に定着させていくということはとても重要ではないかなと思います。

さて、折角の折ですので、会場の皆様から御質問、あるいは御意見をいただきたいと思います。時間に制約があって恐縮ですが、お二人にお願いしようと思います。すみません、もし当たらなければお許しください。よろしく願いいたします。」

会場からの御質問・御意見では次のようなコメントがありました。

会場からの御質問・御意見

「河上先生のお話の中で、民法を学ぶということは、民法は経験値の結晶であり、そして人間社会のありようについて学習者を導くものというお話がございましたけれども、まさにそのとおりだと思います。私は日常生活の裏付けとなるものというふうに理解しまして、非常に感銘を受けました。これが一点目。

もうひとつは、平成6年度から、小・中・高と男女共通の家庭科を学ぶということになっておりますけれども、新潟県は一生懸命取り組んでおられますが、これからはもっと各団体で連携しまして、もっと平たく、例えば暮らし上手とか、または生き方上手、こういうような、これが人間力の涵養と重視ということになると思いますが、もっと平たく分かりやすく暮らし上手な消費者を目指す、それで本当の消費者市民社会の実現のために一歩踏み込んで消費者教育を

していただきたいなと望んでおります。以上です。」

樋口コーディネーター

「御質問としてはやや難しいので、どなたがお答えになりますか。今の御発言に関連して、御発言はございますでしょうか。」

では私から一言、直接のお答えということにはならないかもしれませんが、河上先生から民法の話がありましたので、少し経済学と、先ほどから議論が出ています消費者市民社会のことについて話したいと思います。

これは経済学の傍流の立場からの個人的見解ですので、私の説明どおりに答案を書いても、経済学の授業では、恐らく優・良・可のうち可、もしくは不可がつくのではないかという前提でお話しします。

御承知のように、経済学の父と言われるアダム・スミスは、各人の自己利益の追求が「見えざる手」によって公益を生む、すなわち、パン屋さんはパンを作り、肉屋さんは肉を売るという自分の仕事に励めば、社会が全体として良くなるということを言ったわけです。このアダム・スミスの説明を、その後の経済学では、単純な関数関係にして、モデルとして作り上げていったわけですが、そこで見失われたものがあるのではないかということで、今日でも「アダム・スミス問題」と呼ばれる論争が続いています。主流派といえますか保守的な経済学の立場では、経済学というのは価値判断あるいは道徳や社会ということと直接関係せず、工学的なアプローチを重視することによって自然科学に近づくことができたと自画自賛しているわけですが、そうした考え方を批判する立場もあります。実は、アダム・スミスは道徳哲学の先生だったわけでありまして、スミスの自己利益の追求という考え方は、決して他人のことを考えない個人主義的なものではなくて、その根底には他者への共感をベースにした「市民社会」というものがあつたのではないかと考えています。

アダム・スミスには2冊の著作がありまして、ひとつは、先ほどの自己利益の追求が公益に繋がるという『国富論』、もうひとつが『道徳感情論』です。スミスは、国富論を書いた同じ時期に、道徳感情論の方では、「共感(sympathy)」が社会の基本原理だと言っているわけです。スミスの想定する個人は、社会から切り離され孤立した存在ではなく、他人に共感し、他人から共感されることを求める存在なのだと考えられます。しかし、後の経済学の流れの中では、こうしたスミスの道徳観は吹き飛んでしまって、経済学の基礎となるべき道徳観とか市民社会の議論がされないままになっている。今お話を伺っていて、あるいは河上先生のお話を伺っていて感じることは、人間社会の基本的なところでの理解というものが経済学の中でかなり欠落しているように感じられることです。もう一度、アダム・スミスの原点に立ち返って、市民社会の中で共感を持って

お互いのことも考えながら、しかも自立した消費者として行動していくという人間像が本当はあるべき姿ではないかと、考えています。

ノーベル賞を受賞したアマルティア・センというインド出身の経済学者がいますけれども、彼はそういったことを強く主張しておりまして、経済学がそうした道徳や倫理の世界を捨ててしまっていて、工学的なアプローチになってしまったことを厳しく批判しています。現実の社会は、残念ながら、いつのまにか、利益を最大にすることが会社の使命であり、消費者も満足さえ得られればいいのだということになってしまっているのではないかと痛感しています。河上先生のお話を伺っていて、経済学でも、実は人間社会の在り方についての基本的な問いかけの重要性が、長い間、課題となっていたということを思い起こしています。

済みません、回答にはなっていないのですが、しかし消費者市民社会という言葉についてどう考えるべきか、というのは重要な論点だと思います。ひとつ言えることは、経済学ができた頃や西洋の近代の考え方が形成された頃の市民社会の市民というものと、今、新潟で我々が直面している市民というのは、市民像はやはり違うのではないかと個人的に思いました。

済みません、大演説になってしまいました。」

会場からの御質問・御意見

「私は生活困窮者の自立支援事業に取り組んでおります。貴重なお話をありがとうございました。それで、資料2の横組みになっている116ページ、消費者市民社会の構築を目指す中で、ライフステージごとにどういうことを重点課題とするかということなのですが、私は先ほど申しましたとおり生活困窮者の相談に応じているのですが、例えば幼児期のところで、「身の回りのものを大切にしよう」、「約束やきまりを守ろう」、「欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう」うんぬんということがなかなかできないで、家計が破綻し、生活が破綻し、という方がいらっしゃいます。詳細は申し上げませんが、生活困窮の極みは居宅、住まいを失うところです。新潟市では年間100人以上の人が住まいを失っております。

それで私は、教育は非常に大事だと思うのですが、できたらそれは相談とセットにさせていただくと、つまり高校でも大学でも、このような優れた実践をしていただいたとしても、既に被害が生じている、あるいはもう生徒・学生ではなくて、世帯・家庭の生活が破綻に直面しているということが実はあるのではないかと思います。ですので、大きく網をかけて、予防的な、あるいは将来に

役立つ教育をするという一方で、現に困窮している、消費者問題に直面している、生活の破綻が始まっているという家庭への眼差しをぜひ忘れないでいただいて、速やかに私どものような支援機関・相談機関が全国にありますので、そちらにつないでいただくと大変ありがたいなと思います。以上です。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。会場の方から、重要な御指摘と御意見をいただきました。パネリストの皆様から御発言はございますか。」

江花パネリスト

「貴重な御意見、どうもありがとうございます。消費者教育の中で、こういう困りごとがあれば、例えばセンターに相談してください。「いやや」、188ですけれども、そこに電話してくださいなど、今、消費者教育で一般的に行われているのはそこまでなのかなと思います。今日は更に一歩進んだ取組をしてはどうかという御提言をいただきましたので、相談というとやはり弁護士がひとつの担い手になり得ると思いますので、貴重な御意見として受け止めたいと思います。どうもありがとうございます。」

樋口コーディネーター

「青山さんのほうから何かございますか。」

青山パネリスト

「直接的な回答にはならないかもしれませんが、消費者教育という視点の範囲での話なのですが、実は家庭教育という課題がずっとあり、今、学校ですとか多様な担い手による消費者教育というところに主眼が置かれているのですが、やはり基本は、本当は家庭だろうという意見はあります。ただそれをどう進めていったらよいのかというのはありまして、親御さんがそもそも家庭教育をできるのかどうかということもありますし、当然そこをできない家庭というのもあって、そこで学校に少し頼る部分も出てはいて、やはりなるべく小さいときからそういうことを身につけながら大きくなって、その子たちがまた親になったらという、つないでいくのは大事かなとは思っています。」

それと、私たちはあくまで消費という観点から物事を考えているのですが、これを考えていくと、実は消費だけを切り取ってというのは、本当はおかしな話であり、消費をするためにはやはりお金を稼ぐということが必要になりますので、きちんと生活をして、きちんと就労をして、生活設計をずっと考えながら、という中で消費を考えていくことになりますので、どうしても消費者行政というのは消費の部分に焦点が当たるのですが、その前後をどうつないでいくのかということも、消費者教育を考えていると、そういうところの課題もあると考えているところです。」

済みません、余り回答にはなっていないのですけれども。」

パネルディスカッションの最後に、各パネリストからまとめや感想などのコメントを頂戴しました。

樋口コーディネーター

「会場の皆様からも、非常に重要な問題提起があったかと思えます。ひとつは「暮らし上手」というお話と、そして教育と被害の相談も含めて、トータルの家族とか社会とか、そういうところから見ていかないと、実は消費者教育自体がなかなかうまくいかないという側面もあるのではないかということでした。

いきなり全て、今までやってきた教育の体系を組み替えるというのではないのですが、先ほどから皆様が強調しておられた「連携」が、ひとつのきっかけになるのではないかと。連携を通じて様々な立場の方が、例えば学生・生徒に対する教育でも、例えば弁護士さんが、あるいはサポーターの方が生徒と接することによって、違う社会、あるいは違う家族の仕組み、そういったことを踏まえたメッセージを発することができるのではないかと感じました。

折角の折ですので。パネリストの方から、一言ずつでも御発言があれば。ない方はパスしていただいても結構ですが、いかがでしょうか。

今度は順番として、青山さんのほうから、もし何かあれば。」



(パネルディスカッションで意見を交わすコーディネーターの樋口委員とパネリストの皆様)

青山パネリスト

「話し始めると実はいろいろあるのですが、今日は高校の先生ですとか、大学の教育学部の先生とも御一緒に登壇させていただいておりまして、先ほど少し触れました徳島プロジェクトで、学校において教材を使って検証をするとか、それから、鳴門教育大学で先生になる方たちに消費者教育のコマを提供するという話をしたのですけれども、実は他の地域でもやってみたいのです。ですの

で、これだけ新潟県はいろいろ活動なさっているということで、ぜひ御興味がありましたらお声をかけていただければと思います。

教育委員会の方も今日はお越しいただいているということですので、やはりまだまだ教育行政と消費者行政がうまく連携できていないところも多いですし、私たちもそこをどううまく連携していくかというのは、今後考えていかななくてはいけないところだと思っております、実は消費者庁からですとか、文部科学省から何かをおろせば済むという話ではないので、本当に手を組んでやっていって、何かうまく進めていける方策があればと考えておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。」

樋口コーディネーター

「今、青山さんから大変踏み込んでいただいた御発言がありましたので、ぜひそれには応えられるようになるといいなと思っております。」

江花パネリスト

「先ほど樋口さんのほうから新潟モデルをぜひということでお話しいただきましたが、新潟はやはり消費生活サポーターの活動が活発であるという資源がありますので、これをうまく活用するというのと、先ほど青山さんから話のありましたコーディネーターの設置、これはすごく重要だと思いますので、口でいうほど簡単ではないそうですが、新潟県にぜひ新潟モデルを、旗を振って力を入れていただきたいと思います。」

あと、消費者教育に関しては、新潟県はこの3月に方策というのを策定されて、成年年齢も引き下げられそうだという状況ですので、今がもう消費者教育を一番熱心にやらなければいけない時期だと思います。今日はたくさんの方にお集まりいただいておりますが、別に学校でやること、どこか自治体で講座をすることだけが消費者教育ではないと思いますので、自分自身、自分の家族というところで持ち帰っていただければうれしいなと思います。以上です。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。柴田さん、いかがでしょうか。」

柴田パネリスト

「先ほど会場からのお話を聞いていて、ふと思ったのですが、実は社会に出る前から学生は学費がかさみますし、なかなか家庭の経済状況も厳しいということで、奨学金をかなり多額に借りて入ってくる学生がおりまして、ひと月で最高12万円借りられますので、これは奨学金といっても利子をつけて返済しなければいけませんので、非常にその点は心配な学生もおります。ですから、大学に入る以前に、やはりその点の消費者教育が必要なのかなと思っております。そのためにも、様々なところと連携しながら今後改善していく必要があると思っております。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。高杉さん、お願いいたします。」

高杉パネリスト

「サポーターになって、地元の消費生活センターの相談員になった方もいらっしゃいますし、関連の資格を取られた方もいらっしゃいます。このサポーターの養成講座というのが、本当に県内津々浦々広がっていくことが県内の消費者力のアップになっていくと思いますので、これからもサポーターの要請と派遣というのがずっと続きますように県のお力をまた借りたいと思います。よろしくお願いいたします。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございます。俣倉さん、お願いいたします。」

俣倉パネリスト

「今日はありがとうございました。いろいろなお話をお聞きしまして、学校教育現場での取組というのは、ますますこれからも大事にしていかなければならないなと励ましをいただいたような気がいたします。教育資金の話なども最近現場でも話題になっておりまして、実践として、やはり教育資金をどんな方法で自分たちは選択をして大学に進学をするのか、という形で資金アドバイザーに実際になってみて架空の家族に紹介してみようという実践事例が取り組み始められたり、生涯を見通して、いいことばかりではない、思いもよらないようなトラブルだったり、詐欺に遭ったりですとか、家族が病気になったりとか、そういういろんなときに自分たちはどうするのかというようなことが考えられて、生活ができるように、私もいろいろと考えて研究も進めていきたいと思えます。

私は今、県内の高校の家庭科の授業実践を取りまとめていて、県内の家庭科の先生方に新しい授業実践の事例をお伝えする仕事をしております。今日お聞きしたことなども含めて、今後の消費者教育について県内の先生方と連携して研究を進めておりますので、また取組を広めていくような活動をしていきたいと思っております。本日はありがとうございました。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。田中さん、お願いいたします。」

田中パネリスト

「今日は皆様のお話を伺って、新たな気付きを得ることができました。どうもありがとうございました。行政が制度や仕組みを作っても、それがうまく伝わって、使ってもらわないと何にもなりませんので、県の取組を今後も広く広報・周知していくと共に、関係者の皆様と連携して、本日皆様から伺った意見をもとに、作った方策が血の通ったものとなるようにこれからも県として一生

懸命取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございました。」

樋口コーディネーター

「ありがとうございました。最後に田中さんより、血の通ったものになるようにというお話がありましたが、パネリストの皆様から全体をまとめていただきましたので、私のほうから蛇足を加えないことといたします。もっと議論をしたいところですが、時間が5分超過してしまいましたので、これにてパネルディスカッションを終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。」

最後に河上委員長は次のとおり総括のコメントを述べ、会合は終了しました。



(シンポジウムの総括をする河上委員長)

「どうも長時間に渡って御苦勞様でございました。樋口さんはもう蛇足は加えないと言っておられましたが、私が蛇足を加えたいと思えますが、今日いろいろとお話を伺いながら、やはり消費者教育の問題は奥が深く、いろいろ難しい問題がたくさんあるのだということを改めて考えさせられました。そうは言ってもこれは待ったなしで、いろんな社会情勢の中で消費者教育の充実・強化が必要な状況にありまして、高齢化社会であるとか、成年年齢の問題などをいろいろ考えれば、やはり消費者教育でもって対応しないといけない部分が多い。しかも先ほど会場からの御質問にもありましたように、その問題だけではなくて、トータルに人間の生活全体を見ながら、消費者問題についても消費者教育をやっていかないといけないということになって、そのときのひとつのキ

ーワードやはり「連帯」であろうという話になったという気がいたします。その意味ではいろんな人が手を携えて、消費者教育について考えていくというのがこれから必要なことだと考えた次第であります。

私もずっと大学で教育に携わっており、実は東京大学でもそうですけれども、歩留まりが悪いのです。教えても教えても、教育にできることは本当に限られていて、10 くらい教えても2か3の歩留まりがあるといい方なのです。その意味では根気よくやらないといけない。これには時間がかかります。また今日のお話の中で「新鮮な情報をほしい」という話が随分ありました。教えるときもそうなのですけれども、学生に飽きさせないようにするとか、目を覚まさせるとか、いろんなことを考えるのですけれども、そのときに考えないといけないのは、ネタが新鮮だということです。新鮮なネタが、常に教える人間のところに供給されていないといけない。それから、具体的に教えると少しは分かってくれる人が増えるということがありますから、具体的な内容について、実例がきちんと教える側に伝わるということも、これから必要なのだということ。あとは教え方の問題であります。手を変え品を変え、何度もいろいろと教えていくということをしてしながら、少しずつ少しずつ消費者教育というのは実践されていく必要があるのだらうと思います。その中で一人でも二人でも、本当に理解した人が出てきたら、その人がまた次の世代へと伝えていってくれる。アンドレ・ジイドという小説家の作品に「一粒の麦落ちたり」というものがありますけれども、一粒麦が落ちれば、その麦から10粒、100粒というように、その思想や理念を伝えていく人が育っていくということでもあります。ここには既に60~70人の方が麦となって存在しているということですから、皆さんが更に10粒、20粒と育てていってくだされば、新潟全土に広がることはたやすいものだと思います。そんなわけで、今日のこの時間をうまく利用させていただいて、またこれからも新潟モデルというのがうまく発展していくことを心から願っております。今日は本当に長時間に渡ってありがとうございました。」

参加者のアンケート結果から

会場では参加者にアンケート調査を行いました。アンケートには、

- ・ 消費者教育は、学校教育の中のカリキュラムに加える必要があると思う。今後成年年齢は18歳になった場合を考えると、大学生は成年となる高3までの間に最低限必要な教育を完成させる必要がある。
- ・ 色々な立場の意見を聞くことができてよかった。互いに関連しているのをすべてがつながるとよい。特に幼児期からの教育が大切と思う。
- ・ 「消費者教育を考えよう」というテーマは非常に中が広いというのが印象で

した。パネラーは主に消費者教育の進め方のような視点で話がされたように思うが、傍聴者の関心事が消費者教育のどこにあるのか、それがかみあっているのか私にはよくわからなかった。

- ・ 高校の教育現場からの話は、大変興味深かった（教育の場は大変だと思いました。）消費者教育の場での教師の力は重要と思います。新しい悪質商法がたえず広がっているので、情報の吸収が必要なことと思います、
- ・ 全体を通じて参考になったが、消費者市民社会の響きはよいが、具体的な活動がどれだけ、社会のすみずみまで届くのか疑問に思う。今の外側から中心に向けてどう働きかけるか、行政にも期待したい。
- ・ もっと難しい法政策的な内容かと思っていましたが、非常にわかりやすかった。様々な立場からの話が聞いて参考になった。
- ・ 各機関の取組の現状、課題等を知り、これらの取組が有機的に連携できれば、消費者問題の解決に大きく貢献できると感じました。
- ・ 最近の社会情勢からかエシカルな思考の市民が減ってきている気がする。やはり、子どもの頃から、自分の周りだけでなく、世界的に良いことを考える教育の必要性を感じる。家庭でできることが理想だとは思いますが。
- ・ 会場からの質問で、生活困窮者支援団体の方の御意見はとても大切だと思った。

などのコメントが寄せられました。

新潟県、新潟市への表敬訪問

8月18日(金) 河上委員長と樋口委員は表敬訪問のため新潟市の篠田市長、次いで新潟県県民生活・環境部の丸山部長をそれぞれ訪ね、開催にあたっての後援のお礼や、当シンポジウムについて、新潟県の消費者問題の現状や取組についてなど幅広く意見交換をしました。また、新潟県・新潟市の消費生活センターを視察し、消費生活相談員の方々と、消費者からの相談についての動向や取組状況についてなど幅広く意見交換をしました。

以上